農地整備課

- 新規評価箇所検討一覧表(BBB 評価以上)…P1
- 〇 新規事業概要
 - · 経営体育成基盤整備事業 …P2~3
- 〇 公共事業新規評価調書(整備系) ···P4~6
- 〇 新規評価箇所検討一覧表(C評価) ···P7

新規評価箇所検討一覧表

様式2

担当課 農地整備課

					施工箇所				評価								
番号	子 種別	事業区分	事業名	箇所名等 (路河川・地区名)	市町名	旧市町名	町・大字 等	事業概要	位置づけ	必要性・効果	実施環境	判断	総事業費 (百万円)	公・単	完成 予定 年度	重要施策との関連性 (他事業との関連含む)	新規評価に至った経緯
1	経営体	育成 産業活性化	経営体育成基盤整備事業	三日月樋口地区	小城市	三日月町	樋口他	用排水路工 L=3.40 k m 揚水機場 N=1箇所 農道工 L=2.32 k m	A	A	Α	Ι	149	公	Н33	総合計画2015の「農業生産を支える生産基盤づくり」の推進及び、佐賀県「食」と「農」の振興計画2015の施策に掲げる『農業生産を支える生産基盤づくり』に対する取り組みに位置付けられている。	事業実施に関して小城市及び土地改良区の 要望も強く、事業計画が策定されたことに

経営体育成基盤整備事業

農林水産部 農地整備課

1

経営体育成基盤整備事業とは…

事業の目的

- 農地の大区画化、農道の整備、用水路・排水路の整備などを 総合的に実施することにより、大型機械の導入が可能となり、農 業生産性の向上が図られるとともに、排水条件を整備することに より、麦・大豆・野菜などの作付が可能となる。
- O また、農地を集積し、担い手の育成を図ることで、農業経営の 安定が図られる。

(主な事業内容)

- ①区画整理
- ②農業用水路整備
- 3農道整備

2

農地整備の方法例(区画整理)

区画整理

・狭くて不整形な農地を広 くて使いやすい形に整形し、 併せて農道や水路の整備を 行う。



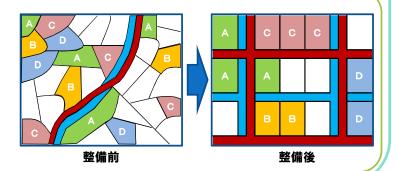




整備前

整備後

- ・分散している農地を集 積することにより、効率 的な農作業ができる。
- ・担い手への農地の集積 が容易になる。



農地整備の方法例(区画整理以外)

農業用水路整備

水路法面を浸食などから 守るため、土水路をコン クリート水路に整備する。





整備前

整備後

農道整備

イチゴなどを輸送する際に 生じる傷を防ぐため、凸凹 が生じやすい砂利道をアス ファルト舗装に変える。







整備前

整備後

公共事業新規評価調書(整備系)

本部名	農林水産部	記入	農地整備課	課 長	下川智志
部 名	辰州/小生司	責任者	佐賀中部農林務事務所	所 長	日浦敬祐

 - 기산		事 業 名	地区名等	Ę		149百万円	
事業区分	産業活性化	経営体育成基盤整備事業	三日月樋口均	地区	総事業費		
		事 業 地		着工	予定年度	完成予定年度	
小城市	三日月町 大字樋	口 他		平月	成29年度	平成33年度	

事業目的

当地区は、佐賀平野のほぼ中央に位置し、水田農業を主とした平地農業地域である。地区では、米・麦・大豆を主体とした2認定農家と2集落営農組織が担い手として取り組まれており、農家の集積率は95.6%と高い状況にある。しかしながら、昭和40年代に県営ほ場整備事業や農業構造改善事業が実施されてから40年以上が経過し、施設の機能低下が発生しており、今後の地区の営農展開が懸念されている。現在の施設状況は、下記のとおりである。

- ・用水施設・・・パイプライン(ヒューム管) や揚水機は、経年変 化による老朽化や不等沈下により漏水し、管理に 多大な労力を要している
- ・農 道・・・整備区域は農業構造改善事業により区画整備が行われているが、農道は整備されておらず2m程度の幅員で作物の運搬や大型機械の搬入等に支障をきたしており、これらのことが新たな畑作物(たまねぎ、キャベツ)導入に影響している

このため、本事業により老朽化した施設の更新整備と農道改良の整備をおこなうことにより、農業生産性を維持し、将来にわたって優良農地を確保することが必要である。また、営農条件の向上によって農業経営の安定化を図るものである。

用排水路工 L=3.40 k m

事業内容

揚水機場 N=1 箇所

農道工 **L=2.32** k m

評価の視点	評 価 内 容	評価
(1)位置づけ	・佐賀県「食」と「農」の振興計画 2015 に事業内容(稼げる農業の確立を実現するため	
	の施策、農業生産を支える基盤づくり)が位置付けられている。(10/10)	
	・佐賀県総合計画 2015 や小城市農業振興地域整備計画に事業内容が位置付けられ	
	ている。(10/10)	
	・耕地利用率は 177.4%となり、県平均値 131.3%を上回る。(20/20)	
	・水稲の労働時間は 11.9hr/10a となり、25.0hr/10a を下回り、効率的な農業が展開でき	A
	る。 (15/15)	(100)
	・担い手への農地利用集積率は96.1 %となり、県平均値68.8%を上回る。(20/20)	
	・野菜指定産地に指定されている「たまねぎ、きゅうり」が作付される。(15/15)	
	・作付については、地区の受益者にアンケートを取り、その結果により、小城市の営農	
	検討組織で協議が行われている。(10/10)	
	上記評価の結果、評価点数は 100/100 となり、A評価となる。	

(2)必要性•効果	・用水施設は経年変化による老朽化や不等沈下により漏水し、管理に多大な労力を要	
	している。また、農道は狭く営農に支障をきたしており、地域農業の保全及び発展を	
	図るためには、本事業の実施が必要である。(30/30)	
	・用水施設は全て耐用年数以上を経過し、施設の機能低下がみられる。また、農道に	Δ
	ついては、土地改良事業等は実施されておらず、狭幅のため営農に支障をきたして	A (00)
	いる。(10/10)	(90)
	・他事業との連携はなし。(0/10)	
	・費用対効果は 1.52 で 1.0 以上ある。 (50/50)	
	上記評価の結果、評価点数は 90/100 となり、A評価となる。	
(3)実施環境	・小城市の同意は得られている。また、本事業は受益者からの要望であり了解は得ら	
	れている。(15/15)	
	・小城市及び受益者の負担についての理解は得られている。また、所得償還率も 0.04	
	で 0.4 以下である。(15/15)	
	・推進体制として、三日月土地改良区の総代会において事業に関する決議がえられて	
	いる。(10/10)	
	・施設の維持管理については、既に農道は小城市、用水施設・揚水機は三日月土地	
	改良区が管理している。 (10/10)	A
	・営農支援体制については、農協や普及センター等による支援体制が整っている。	(100)
	(10/10)	
	・関係機関(文化財・道路など)との事前調整は終えている。(10/10)	
	・工法は、土地改良事業設計基準に基づいており、妥当である。(10/10)	
	・受益面積や農地集積などの採択基準の要件に適合している。(10/10)	
	・土地改良事業設計基準に基づき工法を決定し、佐賀県基準単価で事業費を適切に	
	算出している。(10/10)	
	上記評価の結果、評価点数は 100/100 となり、A評価となる。	

評 価	AAA	条 件 等
判断	I	特になし
刊 例	優先的に事業を実施	

定性評価調書

○自然環境保全

L	
\Box	<i>'</i> ∕∧`
PΊ	-

- ・環境情報協議会を開催し、本地域の希少生物や事業実施に伴う環境配慮事項について調整を行う。
- ・工事区域内に希少種など配慮すべき動植物を発見した場合は、関係機関に連絡するとともに、移植・保護に努める。
- ※ 動植物の保護、農地の保全、山地・山間地の保全、水辺環境の保全等に配慮している事項について、工法、対策、留意 事項を記載。

○生活環境対策

内 容

施工に当たっては、施工機械は排出ガス対策型や低騒音型重機を使用するなど、大気汚染、水質汚濁、騒音・悪臭対策等の環境保全対策を講ずる。また、文化財については施工前に関係課と協議し、該当箇所があれば、対策を講ずる。

※ 大気・水・土壌・地盤環境の保全、リサイクル、文化財、バリアフリー、周辺土地利用状況等に配慮する事項について、工 法、対策、留意事項を記載。

○コスト縮減策

内 容

農道工においては、再生材を使用することで、コスト縮減を図る。

※ 再生材・発生材の使用等、具体的なコスト縮減策を記載。

○その他

内 容

特になし

※ 特に記述することがあれば記載。

担当課 農地整備課

					施工箇所				評価						
番号	種別	事業区分	事業名	箇所名等 (路河川・地区名)	市町名	旧市町名	町・大字 等	事業概要	位置づけ	必要性・効果	実施環境	判断	公・単	2 次評価に至らなかった理由	
1	経営体育成	産業活性化	経営体育成基盤整備事業	下野地区	鳥栖市			用排水路工、農道工、暗 渠排水工 A=150ha			С	Ш	公	平成30年度の実施に向け、推進体制は整備されているが、現在、実施計画を策定中で、実施環境が整っていないため	